

## 議 事 録

会議名	平成21年度第3回寒川町まちづくり推進会議		
日 時	平成22年2月15日（金）午後2時	開催形態	公開
場 所	寒川町民センター3階講義室		
出席者	委員：宇條委員、管委員、芳谷委員、各務委員（副会長）、 久保川委員、川上委員、柳下委員、藤沢委員、木立委員、 江積委員、脇委員、島村委員、金子委員、佐藤（武）委員、 奥山委員、斉藤（進）委員（会長） 事務局：須藤町民環境部長、木内町民課長、大野木主査、宮崎主査 （欠席者：斉藤（正）委員、富田委員※、佐藤（一）委員、中村委員）※久野氏が代理出席		
議 題	今後の推進会議の活動について （今期まちづくり推進会議の目指す方向性について）		
決定事項	<p>○ 第1回まちづくり推進会議幹事会報告書で提案された3点について、今後推進会議で具体的にどう進めていくか考えていくことを確認。</p> <p>⇒ 具体的な場所を視察して、市民活動サポートセンターの取り組みや協働の取り組み、成果を考え、その中でPRの方法、より多くの必要な人に、必要な情報をどう提供するか考える。</p> <p>その意味では、本当に活動しているけれど情報が入ってきていない人達に対して、よりいっそうPR、情報を提供する、あるいは交流を深めていくというのが第一歩でありそうで、それをどう進めていけばよいのか考える。</p> <p>住民投票については、投票の制度について先進事例を収集して、我々の中での学習を深めて、どういう形でこの研究が進めていけるか、実際にそういった研究に着手していく形で進めていく。</p> <p>⇒ 視察に行って1回目が終わりではなく、視察をした後に1回目の会議をする。その会議の時に、投票条例も先進事例の資料を配る。そういう形でスタートして、より具体的に内容を吟味していくという形で新年度から取り組んでいく。</p> <p>※ 議事録承認委員の指名 ⇒ 川上委員、柳下委員</p>		

議 事

議事に先立ち、幹事会（平成21年10月7日開催）の報告

～報告書に基づき、幹事長である管委員より報告～

（管委員）会の中でもどういう方向性にするかが中心になったが、やはり推進会議で議論された中身を踏まえるという前提があったので、今回この場に提起させていただきたい項目として、1ページの中ほどにある3項目が挙げられた。推進会議への提案として、自治基本条例の教育・PRを考える必要があり、そのために協働についてももう少し掘り下げる必要がある、同時にそれを意識しなければいけない、確認しなければいけないということ。寒川町としての掘り下げはもちろん、藤沢市や茅ヶ崎市や相模原市、要は、どういうことを協働のまちづくりとして取り上げ、現状スタートされているのかを勉強する、見にいったらどうかという話が出た。それから3番目の住民投票条例、これは本当に大きな問題になるし、現状を考えても細部に関して別に定めるということになっているが、今回は踏み込む時間がないと思う。会長のほうからも説明があり、この場では行わないで研究を進めるというようなことだという話があった。あえてこの住民投票条例、検討は実際にはできないのでこういう表現になった。そういうことで、協働のまちづくりを進めるために何が必要でどういうサポートを、例えばボランティア団体にサポート的なことを行政としてできるのかというようなことをまとめる方向に行けばいい、そういうことで文章としてはその幹事会の方向性を3つまとめとして報告させていただく。詳細はまた議論の中で出させていただくことにしたいと思う。

今後の推進会議の活動について

（今期まちづくり推進会議の目指す方向性について）

（会長）この推進会議幹事会の報告書をご覧いただきたい。説明にもあったが、条例の教育・PR、いかに町民の方々に周知徹底していくか、その方法を考えるということ。それから、協働というものを具体的に掘り下げる、そういったものを知る機会を他市町村から先進的事例を踏まえて情報収集を積極的に、あるいは現場を見ていくというようなこともしていくと。それから住民投票条例については研究を進めていったらどうか。そういうような3つの内容、柱が、幹事会でまとまったということ。幹事会に出席した委員の方々に補足的な意見、説明等あればお願いしたい。

～特に意見等なし～

（会長）よろしいか。では、この3点が、これからの検討にあたっての主要なテーマということで挙げられているので、今期のまちづくり推進会議において、どんなことを具体的にやっていくべきか。この3つの軸、テーマを中心にして、それぞれ具体的に「こんなことを」というようなことがなされるとよろしいと思うが、ご意見をそれぞれ伺って

いきたいと思う。3つの軸は、大きくまとめているが、その背景となっているのは意見の概要ということで、事前にお送りした資料にあるので、そちらも踏まえながら、具体的にどんなことがこの3つをキーワードにしながら実現できそうなのか、あるいは考えていけそうなのか、ご意見をいただければと思う。

(江積委員) できれば自治基本条例をベースにした議論を進めるのでも、ひとつずつテーマを絞って議論したらどうか。あまりにも漠然として、180度の広がりがある。最近開かれた総合計画2020のワークショップのような進め方をされたら進めやすいのかな、答えやすいのかなと思うがどうか。

(管委員) 実は1回目、私もそういう進め方なのかと思っていたが、実際には町でもそういう画を描くところもあるし、今回は全体的にまちづくりを推進できる場をつくりたいという町からの話もあった。まとめられる方向性としては、今の条例をまずどういう場でPRするのか。町民がどういうことを行政に求めているのか、情報を得る場をつくったらどうか。そういう中で協働のまちづくりをもっと推進する。今活動している方々がやりやすくなる方法は、どういうことがネックになっているのか、そういうことをまとめたらどうなのか、それが必要なのかということで、幹事会として話が出た3項目になっている。情報をさらに吸収する場が必要なんじゃないかということだと私は理解して、そちらの方向に考え方を切り替えた。

(会長) 確かにまちづくりという観点から言うと、非常に対象というか範囲が広くて漠然としているところがあるが、今回は自治基本条例におけるまちづくり推進会議ということなので、自治基本条例をいかにしてこの地域の中で具体的に活かしていくか。しかし、今までの議論を振り返ってみると、条例が浸透してないんじゃないか。ちゃんと理解されてない、あるいは情報が十分に伝わっていない、だから今は言われたまちづくり以前の話。自治基本条例をどうやって知らせればいいのか。いろいろなことを知らせ、その次の段階で「この問題はなんだ」「このまちづくりは問題もあるぞ」「これもあるぞ、じゃあどうするんだ」と。じゃあそれは「安全はこうやろうよ」「福祉はこうやろうよ」「子供の関係はこうやろう」「産業はこうやろう」と、いろいろ出てくるが、私はまだ入口に入っていないような気がする。皆さんもたぶん同じような意識を持っていると思う。この条例がどういう過程で決まっているんだ、じゃあ何をやるのか。どうもまだ見えていない。じゃあ、見えていないのは何なのか。ここ(報告書)に書いて

あるように知らせること、PRがどうもまだ不足しているのではないか。この自治基本条例を十分に周知徹底させるためには何があるのか。要するに、生み出した本当に小さな赤ちゃんをどうやってこれから育てていくか、まだそういうところ。だから、このPRとか教育を考える必要があるんだと、もっといろいろな人に知ってもらうんだと。それは町内会という地縁団体もあるだろうし、NPOというテーマ型の人たちに知ってもらうことがあるだろうし、より広い町民の方にどうやって自治基本条例を知ってもらって、理解してもらって、それを踏まえてどういう行動をしてくれるのか、というところへつなげていかなきゃいけない。そのためにはどんなことが、どんな方法がありそうなのか、今まだ模索している段階ではないかと思っている。

(芳谷委員) 私は、もっと住民投票のことを重視して発言している。我々が何をするのかというのは自治基本条例の中にハッキリ書いてある。第9章にまちづくり推進会議というのがあり「推進会議は、次に掲げる事項を調査し、協議し、その結果を町長に報告し、又は提案します。」内容は「(1)この条例の推進及び改廃に関すること。(2)町政運営に対する町民の参画に関すること。」と、ハッキリ書いてある。それについてやるべき。なぜ住民投票にこだわったかと言うと、住民投票については具体的には条例で決めると書いてあって、未完成に終わっている。だから全体の条例を住民にPRしようたって、中身が決まなくて何を知らせるのか。だから住民投票をキチッと決めようじゃないかと、私は提案している。その背景にあるのは、政権が替わって地方自治をこれから推進して行くと政府がハッキリ言っている。だから今までと変わってくるだろうと思っていることが一つ。それから、さっき言ったようにこの部分だけが未完成、だから完成させましょうということ。町の財政状況をいろいろな形で漏れ聞くと、これから我々の生活に関わってくるものが次々に起こってくると思う。ことと次第によっては住民投票で意見を聴取するというのは大事なことだと思っている。それから、第4次寒川町行政改革大綱等の見直しの実施計画事項の「町民と行政の協働による行政システム充実」という中に「住民投票制度の確立」という項目がある。ぜひこういう場で開示して、早くこの住民投票条例をキチンと決めていく。決まってないものを何をPRするのか、というのが私の意見。

(管委員) 私も、これはこの場で話を出して、皆さんが同じベースで次のステップに行きたいと思った。これを検討するかしないかは別としても、知っておかないといけない大事な問題と思い、どういうネックが

あって、何と何をやればこれは完成するのかということで、先日お話しを聞いた。そのことを事務局からちょっとお話しを…。

(宮崎主査) 自治基本条例の第24条の住民投票の解説にある言葉、ここで言っているのは、地方自治法の中で条例を制定または改廃の請求に関する直接請求とか、そういったもともとある規定との整理とか、具体的に住民投票を行うにあたって細かい規定、もし本当に住民投票をやるとなったら公職選挙法を引用して、実際には選挙法に準じた形でやるとか、そういう整理が必要になってくる。そういう整理はすぐにはできないので、自治基本条例を検討していく中では、どういう人達が住民投票に参加できるのかということ、18歳以上の者という形で規定だけして、細かい部分については別に条例を検討してその中で定めようということで「別に条例で定める」としてある。住民投票条例をつくるということになれば、何回かの議論ですぐに「はい、じゃあこれで決めましょう」というわけにいかない。いろいろなところの条例を比較しながら、いいところ取りする形でポンポンと作ってしまうような作り方ではなく、どういうことが必要だからどういう決め方をしなければいけないとか、よく考えないといけないと思う。それには時間がかかるので、今のところまだ検討に着手していない。時間がかかるというふうに認識している。

(芳谷委員) 着手してなくて今の話では、いつになったらできるのか。私は、この会で着手したって構わないと思う。むしろやるべきことと思う。住民投票、すでにいろいろな形でやっているところはたくさんある。その住民投票も、項目によって臨時の住民投票もあれば、制度としてキチッと決めているもの、各種ある。それから住民投票の重みとか、議会との関係とか、年齢を何歳以上にするか、どういう人を参加させるか、いっぱい例が出ている。寒川町の、言っちゃ何だが5万人の中の選ばれた人間が知恵を出すより、そういう先人のやつを集めて相応しいのを選ぶというのは、そんなに大した作業じゃないと思う。

(江積委員) 私も、住民投票ができれば、自治基本条例には結果としていいPRになるのではないかと思う。

(管委員) 整合性とか整理するとかいうのは、何ヶ月かでやればいいのだからできると思う。完璧なものを出そうといっても、完璧なものなんかできないと思う。整合して、そこから何を選ぶか。規模の問題、金の問題、期間の問題、貢献度の問題、当然投票しようよ、しなくちゃいけないテーマだから、箱物つくるんだったら町民の投票が絶対に必

要だとか。それを箇条書きにまとめてパーッと決めて、議会にすぐ出して決めてもらえばできるんだと思う。

(会長) ぜひ、いろいろな方のご意見をお伺いしたい、どうでしょうか。

(木立委員) 住民投票の運用をしっかりとできるよという考えに対しては私もなんら反論もないが、このまちづくり推進会議の中で、町民が主体となったまちづくりということで、どうやって機能させて行動に移せるようにしていくか考えたときに、時代や環境が変化する中で、もっと住民の意識を高めて守っていかないと、安全にしても環境にしても、なかなか現状では難しくなってくる面があるかと思う。そういう中でこの自治基本条例の「住民活動の育成支援」「まちづくり活動団体への支援」「国際交流及び自治体相互の連携」といったいろいろな町の分野で活動している人達とのネットワークをもっと高めながら、例えば自治会、PTA、青少年関係、環境浄化とかいろいろあると思うが、皆さん単独の団体だけでやっているようなところがあって、横につながって上手く機能しているか、縦ばかり組織ばかりやっているが、横につながればもっといろいろなことができるのと思うことがよくある。こういういろいろな分野から出てきている人達の話の中で、ネットワークをつくっていくような流れをつくってもいいのではないかと思う。それには例えば、住民も自由にいろいろな方が参加できるような体制で、諸団体、いろいろな方が集まる会議体みたいなものを運営できるような体制をつくって、その中でいろいろな町の問題点なりを全体で考えていくということをするれば、もっと機能して良い町になっていくのではないかなと考える。そうすると、この自治基本条例の中身の半分以上は、だいぶ機能する部分が出てくるのではないかと思っている。また、住民投票にしても、そういった場でもさらに突き詰めることも可能だと思うし、いろいろな分野で町の活性化なり広がりも、そういう団体も取り入れること、個人も参加することによって広がっていくのではないかということで、私はそういう全体が動ける組織作りみたいなものが大事ではないかなと思っている。

(久保川委員) 私は、PRって具体的に何を町民に伝えたいかということで方式が変わってくると思う。今はどのようなPRをしているのか。

(宮崎主査) 一般的に町としてPRすることになると、広報紙とホームページがある。ものによっては、例えば住民説明会をやったりということもある。

(木内課長) それと自治基本条例にある役場からのいろいろな行政情報の

提供ということで、昨年規則を二つ作って町民への情報提供に努めている。審議会を開催する場合に事前に町民の皆さんにご案内をし、この場への傍聴ですね、ぜひ行政情報ということで提供して参加を求めたり、町で案を決めたりするときに、案の段階でパブリックコメントということで町民の皆さんからご意見等いただきながら、一緒に協働でまちづくりを進めていこうというような、自治基本条例に基づく規則整備も行っている。

(久保川委員) その成果はどのような形で現れているか。

(宮崎主査) 実施した結果としては、前回までにお配りした資料の資料番号4に、パブリックコメントや会議の公開状況、住民説明会等の開催の状況や公表状況がある。成果として具体的に指標で計っているかということで言うと、今すぐお答えできるものは持っていない。

(久保川委員) この状態のまま、これではよくないのではないかと個人的に感想をお聞きしたい。

(木内課長) 地域地域の課題を解決するためには、ある程度町民の方々と行政の連携が図れないといけないという中で、町としてはまず行政の情報を流していこうと一生懸命やってきたところ。会議公開やパブリックコメントという形で、案の段階で町民の皆さんから意見をいただくということに仕掛けています。自治基本条例の目的が町民主体の自治の実現、町民の皆さんが主体となったまちづくりをしていくという中で、この推進会議の皆様がこういう規則だけでは足りないというご意見をいただきながら、もっと充実したPRをしなくちゃいけないというご指導をいただければと思う。行政として会議公開、パブコメ、委員公募の規則と用意してあるが、まだまだ自治基本条例が定着していない、住民に浸透していないというご意見をいただきながら、PRに向けてどんな方法があるのかという話を、ぜひしていただきたい。

(会長) どうでしょう、実態としては今言われた様なことを行っていると言うことではあるけれども。

(久保川委員) 中身がどうなっているか全くわからないので、そういう話をいただいて、それでプラスアルファで考えがまとまっていくのではないかと思ってお尋ねした。

(会長) 現時点ではね、こういうふうに情報提供したと、ではその後どういうふうになっているかというフォローはできないというか、していないというか、そういう状況がある。それならば、町民の方がそういう情報を受け取って、あるいは受け取る内容や受け取り方も含めて、こういうやり方すればもっと一人ひとりの町民の方に響くような情

報提供ができるというようなことを、逆提案していただくとよろしいかなと思う。

(宇條委員) この前、町の財政が厳しいからということで住民説明会があった。町がこのように困ったときになってやっと住民に理解してくれという、一つのみそぎをして、もう説明したのだから財政に協力しろよということかもわからないが、まあそういうことで開催された。私が思うのは、先ほどから協働だとか自治の基本だとか言われているが、本当に町は住民に協働を求めているのか。都合の悪い情報はなかなか出さず、自分達が困ったときにだけ出して情報公開しているとか。本来はその都度、自分達に都合の悪い情報でも、やはり出さなきゃいけない。パブリックコメントしていると言うが、一度にババッと出して1月の何日までに、2月の何日までに意見を出せと、あれをしっかりと読む町民が本当にいるだろうか。町民の方は勤めながら、仕事しながら、そして帰ってきてあの資料を見て意見をなかなか書けるものではないと思う。そういう意味では、住民投票ができると言ったら、本当に「よし」という気持ちになるかもわからない。でも、PRは本当に、自治基本条例を全く誰も知らない。言葉では協働協働と言っているが何も協働していない。教えてやってる、教えてやるという感じのものでしかない。協働の意味を本当に行政は捉えているのか。協働というのは対等である。行政はいつも上から目線の感じでやるし、町民は町民で今まで「お願い、してちょうだい、補助金ちょうだい」という体勢で来ていた。やはり私は、先ほど言われたように各団体が横につながっていけば、住民投票もそのうち出てくるかもわからないが、今の段階ではまず、本当の意味で協働をやって、PRをもっとどのようにしていったらいいかを考えていったほうがいいと思う。

(会長) 今ご指摘のように、協働そのものを本当に皆さんがどう作っていけばいいのか、考えていけばいいのか。それを深めていかなければ、この条例もなかなか生きてこない。そういう意味ではPRの問題もあるし、協働というものを町ももう一度理解しなおさなきゃいけないし、町民のほうも主体的にそういう取り組みをしなきゃいけない。幹事会のテーマ3つほどあるが、私は今、全部必要かなと思っている。どれから先というより、全てが関わってきているところがある。知らせなければ学習できないし、学習することによってそれが主体的な取り組みになるし、主体的な取り組みになるのであれば、じゃあ具体的に住民投票条例はどうするのかとつながってくる。そういう意味では、全てが並行して進めていかないといけないということではないか、と



思っている。スケジュールも大事だが、具体的にどれをどういう形でやると、どこから始めるとこの3つのテーマが上手く動き出すか。具体的に我々が協働を前提にこの条例を深めていって、さらに住民投票条例がまだできていないという形なので時間がかかると思うが、そちらをターゲットにしながらどう進めていけばいいのか。そういう具体的な取り組みをあと1年で我々にはできるといいのかなど、話を聞いていて思ったが、他にどうか。

(佐藤武委員) 県内で住民投票条例はどのくらいの市で制定しているか。また、それに基づいてどれくらいの件数で活用されたか。わかれば教えて欲しい。

(木内課長) 申し訳ないが、まだ調べていない。わかる範囲で調べて、どんな事例が住民投票にかかったのか宿題にさせていただきたい。

(佐藤武委員) この3つのうち、できれば2つ、まずPRの方法、またどういったものをこれから協働していったらいいのか。まず勉強ということで茅ヶ崎市の活動サポートセンターなどに行って、再度協議していけば取り組みやすいのかなど私は感じている。

(管委員) やはり一方的じゃなく反応がすぐに返って来るとするのは、交流会みたいな形で自治会をはじめ各団体に、行政から飛び込んでしてもらいたい。住民のほうからばっかりないない言っていないで、やはり協働は対等だと思うので。自治会、老人連合会、ボランティア団体、NPO、行政に対して、協働に対して関心を持っている人はそういうところで活動していると思う。そういう人が納得できるような情報を得て、納得できるようなことを役場のほうに意見を出して、また返ってきてという、そういうキャッチボールできる場があるのかと言うとそんなにはない。そういう会と会との横の連絡会、同じ場に例えばそういう団体の長に集まってもらって、同じ情報をその場で流してもらおうというのが一番いい。そういうところからPRする場にして、意見の交流をできるように場を持ったらどうかと提案したいと思う。

(久野氏：富田委員の代理) 代理で意見して申し訳ないが、PRを考えるのに、いつまでにということをハッキリさせなければいけないかと思う。そこに向けてどのくらいお金がかけられるのかを、まずハッキリさせて、それからやり方というのは変わってくる。いつまでに何を誰がやるかをこの場では決めて、それを毎回フォローするようなやり方をすればいいのではないか。

(芳谷委員) 人間というのは意見を出して反応がないものに対しては関心を持たなくなってしまう。そういう意味では、例えばツインシティ計

画、それについて「俺の一票で決まるかもしれない」というようなれば、ツインシティってどんなものだというように関心を持つ。その意味でも住民投票は、PRの優れた手段になるのではないか。それで、私はこういう住民投票に対しては抵抗勢力があると思っている。ひとつは議員さんだと思う。自分達が住民を代表して議決する、それを超えたところで何かやられると自分達の権限を縛られるんじゃないかと思われるのは、私は当然だと思う。もうひとつは役場だと思う。自分達が決めて、議員さん達を懐柔すれば思うようにできたやつが、住民が直接意見を投票で決めるなんていったら、それは面白くない、当然だと思う。だからこそ、住民のこういう自治の意見というのは大切だと思う。残念なことに今の制度は代議制で、代議員である議員を選んでやるわけだが、それに対して住民投票は一応直接民主制になるわけで、住民の関心も高まると思う。町にお願いだが、似たような自治体の事例と、実際のそれがどういう問題で実行されたかを次回までに集めていただきたい。

(柳下委員) 自治ということからすれば、住民投票条例もいろいろあり、そこに議会の議決を経るとか経ないとか、住民投票条例をどうつくるかによって変わってくる。県内ではまだ住民投票条例は行使してはいないのではないか。私の知る限り、新潟県の巻町原発のこととか、岩国の例とかで住民投票が使われたという例があるので、全国の例を私達にお示しいただければと思う。

(会長) 今までの皆さんの意見をお聞きして、この幹事会からの方向性のまとめについてご意見をいただいたように思う。自治基本条例の教育・PRを考える必要があるということで、そういう交流する場とか、どこでどういう活動しているのか、そういった横つなぎとか、あるいはそういう情報交流の場も必要ではないかというご意見もあった。協働については、協働そのものの理解、行政側の理解、町民側の理解、双方の理解、対等ということをキーワードに協働というものを本当に理解して自分のものにしていく、そのためには何をすればいいのか。先進的のところ、茅ヶ崎のサポートセンター等を視察したらどうかという話もあった。それらも含めて、もっと真剣に双方が、協働とは何なのか、それを理解あるいは学習、学ぶ、そういったことを真剣に進めなければいけない、対等ということが非常に重要だというご指摘だったと思う。それから住民投票条例については、幹事会のほうでも、研究を進めていったらどうかというご指摘があった。研究を進めることを前提にしながら、実際に先進的な例として、どこでどうい

う条例が作られているのか、あるいはどういうふうに使われているのか、ぜひ情報収集していただき、それを情報提供していただいて、住民投票条例をどんな形で、我々のこの場で検討できそうなのかを見極めたらどうか、というようなことだったと思う。その3つをそれぞれ取り上げて可能な限り進めていくということ、取り組んでいくということだと思うが、どういう順番、手段でやるか。スケジュールも考えていかないと、あと1年間で我々の任期も終わるわけで、より具体的な進め方というか、そういったものをあと30分ぐらいだがお話いただき、アイデアがあればお話をいただき、基本的には幹事会で出された3つのこの方向性を前提に、より具体的に進めていくということはあるのか。ひとつにしようとか、3つもできないから絞り込んだほうがいいのかという意見もあるかもしれないが、それぞれ具体的に意見がいろいろ出ているようなので、今の段階ではこの3テーマをそれぞれ取り組んでいく。私は、それぞれが分れているが進めていく中でかなり関連していくとか、相互の関係は深めていかないといけないように思っている。いかがか。

(管委員) 各団体を調べる、これは具体的に役場さんのほうですぐに調べられると思う。茅ヶ崎のサポートセンターを見学に行く件は、茅ヶ崎の都合に合わせてみんなですぐに行こうよと、それはどういう方法で、推進会議で行くか、自主的にいける人で行くか、どちらか決めればいいのか。あと、どういう条例があるのか調査、これは行政にお願いするというので、とりあえずこれがスタートラインになるのかなと、今の時点では思う。それからPRの運動、各団体を集めてそこへ役場から情報を流すというのは、各団体に横つなぎであろうと縦だろうと全部PRするという方向に持って行って欲しい。それをいつまでにやるか、日程を決めるということだから、それに対する調査事項があれば調査するとか、これは行政でやる、これは推進会議委員のほうで確認するとか決めて、あと3回でキチンとまとめられるようにするということが必要になってくるのではないかと思う。

(会長) 具体的にどんな形ということで、今3つのテーマに合わせてお話いただいたが、他の委員の方でこんな形ということのもしあれば。

(柳下委員) 行きつくところはやはり自治ということであって、そのための手段として協働という相方があると思う。住民と行政が協働してまちづくりをやっていくということを経験するには、例えばNPOとか活動している方達が、どのように町に対して支援を求めているのかということも、私達が直に把握する必要があると思う。まず、実

態を私達が共通の理解のもとに、この町が協働のまちづくり、どうあったらいいか考えていく、その中で自治の問題がそこからんで、一緒に勉強して行く、行動はまちづくりの協働ということで、考え方、研究として自治と一緒に考えていくというやり方で3回進めて提言としてまとめられたらと思う。一つの考え方だが、そういった方達に投げかけて「協働というテーマであなた達は今、寒川町の課題としてどういうことを思っているのか」とか、そういう私達と意見交換会、寒川をより協働の町にするために、何をどうやったらいいのか考える場を行政が設定して欲しい。私達は私達でまた、他市町村がどういう協働のやり方をしているのかということも一緒に勉強しながら。

(会長) 一つは、町内で活動している人達、横のネットワークというか、どこでどういう活動をしていて何が問題なのかということを知りたい、あるいは交流していくことが大事だということ、それから協働というのがまだまだ十分に理解されていない、本当に協働を学ぶ必要があるということで、協働を学ぶために、そういう取り組んでいる、あるいは成果が出ている場所へ行って学習しよう、それらを合わせながらこの自治ということを考えていこうと。その辺を考えていくと住民投票条例のことも、研究を進めるということがあるので、この自治というのが段々深まってくれば、自治基本条例の制度の充実ということで、投票条例のあり方ということも考えていかなければいけないということだと思う。具体的にこの3つのテーマが、交流をしたほうがいいとか、学習したほうがいいとか、協働そのものを支える考え方として学習をし直したほうがいいとか、いろいろあるので、じゃあそれに対して具体的にこんな方法があるとか、進め方としてじゃあ他の団体の方を集めて意見交換して、その中での活動実態を把握するにはこんなこともいいのではないとか、そういう具体的な提案を、例えば次回までに考えていただいて出すとか、そんな方法もあると思うがどうか。

(川上委員) ずっと話を聞いてて考えたことだが、町の歌を作るとか、自治基本条例を一条ずつ毎広報に載せて、イラスト付で載せたりとか、そうしたら子供も見るとはではないか、人も見やすいのかなと思う。普通に生活していると全然わからないので、広報というのは主婦の方皆さん見るので、広報に一条ずつ載せていくのはどうか。あと、協働について、茅ヶ崎では子供見守り隊みたいな感じで保護者の方と地域の方が一緒に子供を見守ってくれるらしい。そういう町の方が茅ヶ崎の子供達を守っていく、将来ある子供達を守っていくうえでそれだけ

協力してくれるというのは、いろいろ町からの要請だとか、自分達がそういう気持ちになったからだと思うが、そういう気持ちにさせるにはやはり情報が必要だと思う。広報にそういうPRをしていく項目、ページ数を増やすとか、イラストが描ける人がいないとか、そういう面はどうなんだろうと思った。あと、住民投票のことも、地方自治法の規定がある中を整理しなきゃいけないということは、いつまでたってもできないのではないかと思う。このまちづくりを進めていく上で、これがネックになってる部分もかなりあると思う。それが取り除けたらすぐに、じゃあこの住民投票条例についても進めていけるのではないかと、個人的に思った。

(会長) いくつか質問もあった。広報の関係はどうか。

(木内課長) 広報は毎月ページ数が決まっております、その中にうちの部分ということで入れ込むことは可能。スペース的にどれだけという話になるかと思うが、推進会議からPR、周知に向けて条文をこういうふうに掲載していけるとご指導があれば、努めていきたいと思う。

(川上委員) 基本条例のものの言葉と、子供が読んでも理解できるような言葉、こういう内容なんだよという感じで書いてあると、子供もすごく身近に感じるかなと思った。

(木内課長) 自治基本条例も平成19年4月に施行されて約3年経った。今のご指導のようにもう一度広報に、周知するために子供向けにも工夫しながら努力してみたいと思う。

(会長) 広報の人が作っては同じになってしまうかもしれない。やはり住民の方も一緒になって、そういう監修じゃないが「それじゃわかりにくいから、こういう表現にしよう」とか、そういうことができるといいかもしれない。

(芳谷委員) 本題からそれるが、今のPRについて、広報やいろいろなものに関して、下手なカタカナはやめてくれませんかというお願いがある。大人が聞いてもわからない言葉、カタカナ語はできるだけ避けて、やさしい日本語で書いていただくようお願いしたい。それから、会議の進め方として、いろいろなところの住民投票条例が集まったときに、ここでプロジェクターで映してもらいたい。映して、こういう条例のこの部分をこう直そうとか、簡単にその場で決めていける。会議の進め方がまどろこしくていけない。インターネットのLANをつなげるようにしておけば会議がスピーディに進むと思う。

(会長) 会議のいろいろなものも日進月歩だから、ぜひ技術的な部分で取り入れて視覚的にもわかりやすくやれるといいと思う。

(木立委員) スケジュールの問題だが、このままズルズルいくと規定の回数でしっかり結果を出せないのではという不安も出てきている。決まらないままに回数だけ増えてしまうというのは、もうこのへんで終わりにしたい。パソコンで調べられることはその場で調べるという方法も活用できればと思うが、それと今日来ている皆さんも、過去に資料が配られている中で、また次回に新たな意見が出てそこでまた選択肢も増えてしまうし、なかなか決めかねるということもあると思うので、できれば今日来ている皆さん発言していない方からも意見をいただいて、それを踏まえて次回にはもう前段の部分である程度方向性、具体的に決めていってその内容も話せるくらいにしていかないと、なかなか進んでいかないかという不安もある。

(会長) まとめていきたい。今まで発言されていない方ということで、ぜひご意見を。

(奥山委員) 他の市町、茅ヶ崎とか相模原とか名前が出てたが、これはこの場で、じゃあ見に行こうと言えば、たぶん皆さんすぐいけると思う。これをまず日取りを決めてしまいたいことと、やはりPRの部分でこれを進めるには、「いつまで」と「お金をいくら使うのか」が決まらないと、ここで何を言ってもなかなか決まらない。それと住民投票条例も、限られた時間の中でどこまで進めていかなきゃいけないかという部分を、やはり詰めていかないといけない部分がある。やはり次回までには必ずどこかの市町にお伺いして、協働とか他の市民活動センターとか、そういう住民レベルで学ぶところ、わかりやすく理解できるところが多いと思うので、まずその日付とか、そこに対してどういうポイントで我々が勉強していくかという部分を決めたほうがいいと思う。

(金子委員) こういう言い方して語弊があったら申し訳ないが、我々現役世代が果たしてこの会に参加できるのだろうか。何かに対して視察を行う場合にも、じゃあこの日に行こうと言われても、仕事を持っている者は「はい、そうですか」とはいかないというところで、どうしたものかとずっと考えていた。当然こういう役職なので、全ての予定を置いてここに来ているわけだが、もう少しそのへんの融通を効かせていただいたほうが、仕事を持っている者の意見というのはなかなか反映されていないのかなと。厳しい言い方になってしまうが、いつも同じ人が同じように意見を言うような、出られる人が意見を言う場になってしまいたくないと思うので、本当の意味での町民参加という部分では、そのへんの時間設定とか会議の進め方も一考いただけたらと思

っている。それと、私も自治基本条例の策定委員として参加させていただいたが、あまりにも関心がない、関心がない人に対していくらPRしても関心はない。住民説明会も、もっと大きなものとして捉えるのかと思って参加してみたら、各自治会館、数人の方で、一方的に意見を言われて終わってしまったというのがあって、全く説明会になってないなという気がした。どうしたら我々世代が関心を持つだろうと考えたときに、出向して来ている各団体で、まずこの条例を噛み砕いて、こういうことが今行われてて、こういうことが問題になっているということを、まず話をしていこうと。私も自分の出向団体に戻って必死に説明させていただき、そこで必要ならばこの会の内容だとか問題になっていることを、町の方なりこの会の代表なりを呼んでもっともっと説明していただくというのも一つの手段だと思うし、草の根でこの必要性を訴えていかないとなかなか伝わっていかないかなと、今お話を伺っていて思った。いずれにせよ必要な会議だと思っているし、また、そういう会議にしていかなければならないと思う。

(島村委員) 自治基本条例が平成19年から施行されて、目的は寒川町を企業に例えた場合に、企業は営利を追求していくが、その営利が、やはり町民の安全で安心な心豊かな町をつくっていこうという、基本はそういうところだと思う。住みよいまちづくりということは、全部自分に帰ってくる。今までは行政主体で行政が形をつくり箱をつくり、それをいかに町民に理解してもらおうかということだったと思うが、今回のこのまちづくり推進会議というのは、いかにその企業として考えるときに、社員が一生懸命企業理念に沿っても一緒に働いてくれなければ利益は出てこない。それをいかにわかってもらうかと言うと、先ほど川上さんが本当に具体的にわかりやすいPRの仕方をお話になって、まさにそのとおりだと思った。企業理念や会社の目標をトップが掲げるときというのは、ありとあらゆる手段を使って、なぜ今それを叫ばなきゃいけないのか徹底する。だから、目標は町民を主体に置いているわけで、とてもいろいろなことをいっぺんにはできないと思うので、特に力を入れてやって欲しかったのは、子供が見ても面白い、理解できるような、協働だとか町の条例を面白おかしく伝えていけるような方法が構築できたらと。やはり町民が理解してくれないことには、どんな良いこと言たってダメなわけだから。もう一つは住民投票、これも参加意識を持つには一つの方法だと思う。ただ、上手くいくものもいなくなっちゃうと困るので、ルールをしっかりつけて、建設的な意味での町民の意識高揚ということが上手く反映されて

、まちづくりの中で議員さんとか、すごく参考になったり、それを聞いた町民もすごく勉強になるとか、意識を高めるとか、そんな形で住民投票が構築できていったらいい。

(協委員) 私も本当に寒川に住んでいても、この基本条例とか協働というのが生活の中に入ってきていない。だから全然イメージがわからない。この基本条例、寒川の住民が全員知ってないといけないのか、そういう考え方にちょっと今なっている。日本国民が憲法を全部知ってて生きているか、憲法なんて知らないでも生きている。刑事罰も知らないで生きている。それでも清々と生きていける。じゃあこの基本条例も、何で知らせなきゃいけないのか。町民一人ひとりに全部知らせなきゃいけないのか。ちょっと非常識な言い方で申し訳ないが、不平等の平等というの生活の中にはある。全部知らなきゃいけないわけじゃない。そういう話でいくと、今この協働だPRだ何だと言っているが、しなきゃいけないのはわかるが、そんなにムキになってしていなくても徐々にしていっていい。全部が全部知ってなきゃいけないということではない中で、いかにやっていくかというのが、私は一番難しいと思っている。

(藤沢委員) 先ほどの3つの項目、これについてはこういう形で進めていっていただくのがいいんだろうと思う。それで、どうやってPRをするんだかお言葉も出ていたが、制定されてもう3年以上も経っている。それでも自治基本条例って、そんなものがあるのとか、改めて住民投票が必要なのかなんて話題を投げかけると、さも私達が無理やり作らせるような感じに思われる場面もあるので、そういう点では難しい。やはり自治基本条例というのは、憲法であり基本であり、まあ地道なPRをしていただくということだと思う。我々もいろいろな場面では、そうさせていただきたい。

(副会長) 今議論の中であったPRの仕方、本当にこれが自治する市民にとって、この自治基本条例が必要なものであれば広がっていく。そういう人達がいなくて、生き生きしていない町だったら、条例があっても何も意味がないことだと思う。それを知るためにも、やはり地域の中で活動している人のご意見だとか、これからやろうとしている人が、何が足かせになるのかとか、そういうことを伺いながら、また茅ヶ崎や藤沢の先進事例を見ながら、何かを取ってきて真似事をして寒川はよくなるので、自分の町に合ったものができるように、また協議していきたいなと思った。それと、住民投票条例はそんなに実際にはやっているところはない。県内では、直接請求をしているところ



は事例があると思うので、そういうものでも私達は計画とか見直していくことも可能なので、どこがネックになってこの住民投票条例ができないのか、法のどことどことどこが悪いのか、それがなければどういうふうにできるのか、具体的に示さなければ、あと3回の中で解決はしないと思うので、ぜひ早めにやっていきたいと思う。

(会長) だいぶ予定の時間もきたので、まとめていきたい。3つのテーマを進めていくというのは大方の賛同あるいは理解を得たのかなと思う。あとは進め方、具体的にそれを我々のこの会議の中で検討していくかということだが、とりあえずは具体的な場所に行って、センターの取り組みとか協働の取り組みとか成果を考えて、その中でPRの方法というか、より多くの方に、先ほど話があったように全員というよりも必要な方に必要な情報をとというのが、まずはあると思う。そういう意味では、本当に活動しているけれど情報が入ってきていない人達に対して、よりいっそうPR、情報を提供する、あるいは交流を深めていくというのが第一歩でありそうで、それをどう進めていけばよいのか。それから住民投票も、投票の制度については先進事例の収集をしていって、我々の中での学習を深めていって、どういう形でこの研究が進めていけるか、実際にそういった研究に着手していくといった形で進めていくということかどうか。よろしいか。だから、できれば視察に行ってそれで1回目は終わりじゃなく、視察をしてその後に1回目の会議をすとか。その会議の時には、投票条例も先進事例の資料が配られるとか、そういう形で1回目をスタートして、それでより具体的に内容を吟味していくという形で新年度から取り組んでいくということか。

～異議なしの声～

(会長) この3つのテーマについて、当初より具体的にどう進めるのかということを考えていく、ということ結論にしていきたいと思う。では、そういう形でこちらのほうの議論はこれで終了させていただく。

(木内課長) 事務局にも多くの宿題をいただいたが、大変申し訳ないが会場等の都合でインターネットまでは難しいと考える。資料の配付方法も考えながら、できるものは解決しながら次回を開催してまいりたいと思う。皆さん、ありがとうございました。

	<p>○ <b>確認事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の住民活動団体リストを、活動内容もわかるように作成する。</li> <li>・ 茅ヶ崎市民活動サポートセンターを見学する日時は、会長と事務局とで調整する。方向的には、午前センター見学、午後推進会議を開催。なお、それとは別に、個別に行ける状況があれば主体的に行ってもらって構わない。</li> </ul> <p>○ <b>事務連絡</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回会議は、5～7月の中で開催予定。</li> <li>・ 所属団体の任期の関係で委員を辞める方は、事務局まで連絡を。</li> </ul> <p>午後5時15分閉会</p>
<p>資 料</p>	<p>○ 平成21年度第1回まちづくり推進会議幹事会報告書</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>川上由美子、柳下雅子（平成22年4月6日確定）</p>